

「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」
最終取りまとめ【素案】

第 1 章 制度改正の基本的考え方

1-1 ブロードバンドサービスの「基礎的電気通信役務」化

- 我が国が目指す未来社会である Society5.0¹においては、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方や暮らしを実現することが期待されており、そのためには、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のデジタル技術の活用が不可欠な役割を果たすものと想定されている。
- また、本年5月に成立したデジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）では、「全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現」が基本理念として掲げられており、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のデジタル技術のメリットを、全ての国民が、地理的な制約等に関わらず享受できる環境を実現していくことが、国の基本的な責務として定められている²。
- 更に、現在、新型コロナウイルス感染症への効果的な対処を図るため、対面による接触を前提とせずに社会経済活動の持続的な実施を可能とする「新たな日常」を構築することが求められており³、その上でも、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等が不可欠な役割を果たすと考えられる。
- そこで、このようなテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を原則として日本全国どこでも利用可能にすることを目指し、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用する上で不可欠なブロードバンドサービスを原則として日本全国どこでも利用可能にするため、一定のブロードバンドサービス

¹ Society5.0 とは、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」のことであり、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において提唱された。

² デジタル社会形成基本法第3条、第8条、第13条、第17条等。

³ 例えば、令和2年7月14日西村内閣府特命担当大臣記者会見要旨を参照。

を電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という）における「基礎的電気通信役務」⁴の新たな類型として位置付けた上で⁵、

- ① 不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための新たな交付金制度を創設するとともに
- ② ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するための必要最小限の事業者規律を導入することが適当である。

- なお、現状において、加入電話等は引き続き国民生活に不可欠なサービスであることから、今般の制度改正においては、現行の電話に関する基礎的電気通信役務制度は基本的にそのまま存置することが適当である。

1-2 基礎的電気通信役務として位置付けるブロードバンドサービス

- 今般の制度改正において、「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付けるブロードバンドサービスは、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用する上での必要十分な手段となり得るものという観点から、

- ① 通信速度（大容量の動画を送受信可能か）
- ② 遅延の程度（リアルタイムでの双方向のやりとりが可能か）
- ③ 料金体系（定額料金で無制限に利用可能か）

の3点を総合的に考慮し、FTTH及びCATVインターネットのうちのHFC方式⁶とすることが適当である。

- 4G等の携帯ブロードバンドサービスについては、

- ① 少なくとも現時点においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること

⁴ 基礎的電気通信役務とは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務であり（事業法第7条）、現在は、加入電話、緊急通報及び公衆電話が指定されている。基礎的電気通信役務に該当するサービスは、不採算地域におけるサービスを維持するための交付金制度（ユニバーサルサービス交付金制度）の対象となるとともに、サービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するための各種規律の対象となる。

⁵ 具体的には、例えば、電話に係る現行の基礎的電気通信役務を「第一号基礎的電気通信役務」、ブロードバンドサービスに係る新たな基礎的電気通信役務を「第二号基礎的電気通信役務」として規定することが考えられる。

⁶ HFC（Hybrid Fiber Coaxial）方式とは、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供されるCATVインターネットの配線方式である。

② 新たな交付金制度の対象としなくとも、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービス提供が確保されると想定されること⁷から、今般の制度改正においては、「基礎的電気通信役務」としては位置付けないことが適当である⁸。

- また、FTTHであっても、自ら回線を設置しない事業者が、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスについては、
 - ① 卸元である回線設置事業者が提供するサービスに対して役務提供義務を含む各種規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢は確保され则认为られること
 - ② 今般創設する新たな交付金制度は、基本的には、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであることを踏まえると、携帯ブロードバンドサービスと同様、「基礎的電気通信役務」としては位置付けないことが適当である。

1-3 有線ブロードバンド未整備地域の解消と今般の制度改正の関係

- 近年、補正予算等による補助金を活用した積極的な整備により、有線ブロードバンド未整備地域の解消が大きく進展したが、依然として、未整備地域が一部に存在する⁹。前述のデジタル社会形成基本法で掲げられた理念等を踏まえば、今後、未整備地域の解消を一層進めていくことが求められている¹⁰。
- 基礎的電気通信役務制度は、インフラ整備が既に完了していることを前提に、不採算地域を含めた日本全国におけるサービスの適切、公平かつ安定的な

⁷ 令和元年4月の周波数割り当てにおいて、令和5年度までにLTEにより居住地のエリア外世帯をゼロにする旨の開設計画が認定されている。

⁸ 4G等の携帯ブロードバンドサービスも、国民生活に不可欠であり、日本全国あまねく提供されるべきサービスであるとは言い得るが、新たな交付金制度等の対象とする必要はないため、事業法における「基礎的電気通信役務」としては位置付けないことが適当である。

⁹ 令和3年度末時点で、有線ブロードバンドサービス（FTTH、CATV）の未整備エリアの世帯数は約7万世帯、FTTH未整備世帯は約17万世帯まで減少する見込みである。

¹⁰ ただし、社会全体としての最低限の経済的合理性を確保する観点から、有線ブロードバンドの整備・維持が費用対効果の観点から著しく合理性を欠き、当該地域の自治体にも有線ブロードバンドの整備・維持に対するニーズが認められないような極限的な不採算地域については、例外的に、携帯ブロードバンドサービスによる補完的対応を図ることが適当である。

提供を確保することを目的とした制度であり、インフラ整備を促進することそれ自体を直接の目的とするものではない¹¹。

- しかしながら、新たな交付金制度の創設によって整備後の維持費用に対する支援が行われるとの見通しが立てば、現在、整備後のサービスの維持可能性への懸念が理由となって整備が行われていない地域においても、整備が進むことが期待される。新たな交付金制度は、このような交付金制度の間接的な効果も重視したものとすることが適当である。

¹¹ したがって、有線ブロードバンド未整備地域解消のための初期整備費の支援は、引き続き、「高度無線環境整備推進事業」等の国庫補助金や、関連する地方財政措置によって、行われる必要がある。

第2章 新たな交付金制度の在り方

2-1 基本的考え方

- 現行の電話に係る基礎的電気通信役務制度では、基礎的電気通信役務が国民生活に不可欠な役務であることに鑑み、不採算地域における基礎的電気通信役務の安定的な提供を確保するための交付金制度（ユニバーサルサービス交付金制度）を設けている。
- 具体的には、基礎的電気通信役務の全国的な提供が確保されることで利益を受ける事業者が負担する負担金を原資として、不採算地域において基礎的電気通信役務を提供する事業者（具体的には、NTT東西）に対して、その赤字額の一部を補填するための交付金を交付することとしている（事業法第106条から第116条まで）。
- 今般の制度改正において、有線ブロードバンドサービス（具体的には、FTTH及びCATVインターネットのうちのHFC方式。以下特記のない限り同じ）を「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付ける場合、有線ブロードバンドサービスについても、不採算地域における基礎的電気通信役務の安定的な提供を確保するための交付金制度を創設することが適当である。
- その際、新たに創設する交付金制度の具体的設計は、現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度の仕組みを一応の参考としつつも、必ずしもこれにとらわれることなく、
 - ① 電電公社時代に全国整備の完了している電話と異なり、有線ブロードバンドサービスについては、依然として、サービス提供の前提となるインフラ整備が行われていない地域が一部に存在すること
 - ② NTT東西等によって提供されている電話と異なり、有線ブロードバンドサービスは、全国規模の通信事業者だけでなく、ローカルなCATV事業者、電力系の通信事業者、公設設備を保有する自治体等の様々な主体によって提供されていること
 - ③ 基本的に都道府県単位でネットワークが構成される加入電話と異なり、有線ブロードサービスについては、各事業者が任意の地理的単位でネットワークを構築できるため、事業者間のサービスエリアの競合が複雑に発生することといった有線ブロードサービスサービスの特性を十分に踏まえたものとする

ことが適当である。

2-2 新たな交付金制度の目的

新たに創設する交付金制度は、電話に係るユニバーサルサービス交付金制度と同様、不採算地域におけるサービスの安定的な提供を確保することをその第一義的な目的とするものであるが、電話と異なる有線ブロードバンドサービスの特性を踏まえ、以下のとおり、「有線ブロードバンド未整備地域の解消促進」と「公設公営・公設民営から民設民営への転換促進」もその副次的な目的とした制度として設計することが適当である。

【新たな交付金制度の目的】

1. 不採算地域におけるサービスの安定的な提供の確保

地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者は、人口減少の進展に伴う利用者数の減少等の理由により採算性が悪化しつつあり、今後、地方における人口減少が一層進展した場合には、地方における有線ブロードバンドサービスの維持が困難になる可能性がある。

そこで、新設する交付金制度により有線ブロードバンドサービスの維持運用経費を支援することで、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの安定的な提供を確保する。

2. 有線ブロードバンド未整備地域の解消促進

近年、補正予算等による補助金を活用した積極的な整備により、有線ブロードバンド未整備地域の解消が大きく進展したが、依然として、未整備地域が一部に存在する。整備が行われていない主要な理由の一つが、整備後のサービスの維持可能性への懸念である。

そこで、新設する交付金制度で整備後の維持運用経費を支援することにより、サービスの維持可能性への懸念を払拭し、未整備地域の解消を一層促進する。

3. 公設公営・公設民営から民設民営への転換促進

現在、条件不利地域における有線ブロードバンドサービスの提供は、公設公営方式又は公設民営方式によって行われている場合が少なくない。

これらの方式による有線ブロードバンドサービスの提供は、結果として非効率になる場合もあり、自治体の人材面・財政面での負担にもなり得ることから、

安定的なサービス提供を中長期的に確保していくためには、可能な限り民間移行を進めていくことが望ましい。

民間移行が行われない主要な理由の一つが、民間事業者が公設設備を譲り受けた後、サービス提供に伴う赤字が見込まれることである。

そこで、新設する交付金で民間移行後の維持運用経費を支援することにより、公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進する。

2-3 新たな交付金制度の設計

2-3-1 支援対象区域の考え方

(1) 支援対象区域指定の必要性

- 新たな交付金制度は、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの安定的な提供を確保することをその第一義的な目的とするものであるが、有線ブロードバンドサービスは、一般的には収益性の高いサービスであり、大半の地域では、市場原理に基づくサービスの安定的な提供が行われるものと考えられる。
- このため、新たな交付金制度では、サービス提供のためのコストが他の地域に比べて高く、市場原理に委ねたのではサービスが維持されない可能性が高い地域（高コストエリア）を特定した上で、当該地域でサービス提供を行う事業者に限って、交付金による支援対象とすることが適当である¹²。
- また、有線ブロードバンドサービス市場においては、事業者間のサービスエリアの競合が複雑に発生しており、現に複数の事業者が競合的にサービスを提供している地域において特定の事業者のみを支援対象とすることは競

¹² 現行の電話に係るユニバーサル交付金制度は、不採算地域におけるサービス提供の維持を目的としつつも、支援対象となるエリアを予め不採算地域に限定する仕組みとはなっていない。これは、特定の事業者（具体的には、NTT東西）によって不採算地域を含めた全国的なサービス提供が行われることを前提に、当該事業者の基礎的電気通信役務に係る収支（部門別収支）の赤字額を補填すれば、結果として、（採算エリアにおけるサービス提供により生じた収益と相殺した後の）不採算地域におけるサービス提供に要するコストを支援したことになるとの考え方に基づくものと考えられる。有線ブロードバンドサービスにおいては、特定の事業者によって全国的なサービス提供が行われることを前提にすることはできないので、このような考え方を採ることはできない。

争中立性を害することとなる。

- このため、新たな交付金制度では、原則として、特定の事業者が1者のみで提供している地域（非競争エリア）を特定した上で、当該地域でサービス提供を行う事業者に限って、交付金による支援対象とすることが適当である。
- 以上を踏まえ、新たな交付金制度では、原則として、
 - ① サービス提供のためのコストが相対的に高く¹³、かつ、
 - ② 特定の事業者が1者のみで基礎的電気通信役務に該当する有線ブロードバンドサービスを提供している地域（競争事業者が存在しない地域）¹⁴を「支援対象区域」として指定し、この「支援対象区域」でサービスを提供する事業者に対して交付金による支援を行う仕組みとすることが適当である¹⁵。

（2）支援対象区域の指定単位

- 基本的に都道府県単位でネットワークが構成される加入電話と異なり、有線ブロードバンドサービス市場では、各事業者が任意の地理的単位でネットワークを構築できるため、事業者間のサービスエリアの競争が複雑に発生し、同一の都道府県や市町村に複数の事業者が存在することが少なくない。
- そうした中、仮に都道府県や市町村を単位として支援対象区域を設定すると、高コストエリアであってもその大半が競争事業者の存在を理由として支

¹³ 高コストエリアの特定は、例えば、各地域の面積や世帯数を変数として1回線当たりのコストを推計する標準的なモデルによって行うことが考えられる。

¹⁴ 自ら回線設備を設置せず、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供する事業者（卸先事業者）は、「基礎的電気通信役務」を提供する事業者ではないため、ここでの競争事業者には該当しない。また、新たな交付金制度が、基本的には、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであることを踏まえると、自ら回線設備を部分的に設置していても、当該地域でのサービス提供に用いる回線設備の大部分を他の事業者の設備に依存しているような事業者は、競争事業者とは評価しないことが適当である。加えて、当該地域でサービス提供を開始してからの期間が一定期間（例：6カ月）に満たない事業者も、継続的にサービス提供が行われるかどうか見極めが必要であることから、競争事業者とは評価しないことが適当である。

¹⁵ ある地域が交付金の支援対象となり得ることを、有線ブロードバンドサービス事業者に予め周知する必要があることから、支援対象区域の指定は、総務大臣が毎年度告示によって行うこととするのが適当である。

援対象区域から外れることとなり、「不採算地域における有線ブロードバンドサービスの安定的な提供を確保する」という交付金制度の目的が達成されないおそれがある。

- このような結果を回避する観点からは、新たな交付金制度では、可能な限り小さい地理的単位で支援対象区域を設定することが望ましいが、他方で、制度の運用に伴う事業者及び行政のコストにも留意する必要がある。
- このため、支援対象区域の指定は、原則として、過剰なコストが発生することなく運用可能な最小の地理的単位であると考えられる「町字」を単位として行うことが適当である¹⁶¹⁷。

(3) 支援対象区域の分類

- 前述のとおり、新たな交付金制度は、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの安定的な提供を確保することをその第一義的な目的としつつ、同時に、有線ブロードバンド未整備地域の解消促進や公設公営・公設民営から民設民営への転換促進もその副次的な目的とするものである。
- このような新たな交付金制度の重層的な目的を踏まえ、支援対象区域の指定に当たっては、
 - ① 純粹に当該地域における有線ブロードバンドサービスの提供を維持することを目的として交付金による支援対象とする区域（一般支援対象区域）と
 - ② 当該地域における有線ブロードバンドサービスの提供を維持することに加えて、有線ブロードバンド未整備地域の解消促進や公設公営・公設民営から民設民営への転換促進という特別の政策的要請も踏まえて交付金による支援対象とする区域（特別支援対象区域）とを区別して指定を行うことが適当である。

- その上で、

¹⁶ 町字の一部に明らかな非居住エリアが含まれる場合など、一定の例外的な場合には、町字の一部を支援対象区域として指定することも考えられる。

¹⁷ 支援対象区域の単位は省令事項となることが想定され、将来的に運用可能となった場合には、より緻密な単位（例：緯度・経度に基づく地域メッシュ）で支援対象区域を指定することも考えられる。

- ① 一般支援対象区域で有線ブロードバンドサービスの提供を行う事業者は、基本的に、自らの経営判断で当該区域におけるサービス提供を開始したものと想定されるのに対し、
- ② 特別支援対象区域で有線ブロードバンドサービスの提供を行う事業者は、交付金によって維持費用の支援が行われることを前提に、当該区域でのサービス提供を新たに開始したものと想定される
- という相違が認められることを踏まえ、以下のとおり、一般支援対象区域と特別支援対象区域との間で、支援の考え方に一定の差異を設けることが適当である。

【支援対象区域の分類】

1. 一般支援対象区域

市場に委ねたのではサービスが維持されない可能性が高い地域であり、実際上の基準としては、①標準的なモデルに基づき推計したサービス提供のためのコストが相対的に高く、②特定の事業者が1者のみでサービスを提供している地域のうち、③特別支援対象区域以外の地域を指定することが想定される。

これらの地域で有線ブロードバンドサービスの提供を行う事業者は、基本的に、自らの経営判断で当該地域におけるサービス提供を開始したものと想定されることから、内部相互補助によるサービス維持が期待できる場合には支援対象とする必要がない。

このため、当該事業者の部門別収支に照らして支援の必要性が認められる場合に限って支援対象とすることが適当である¹⁸。

2. 特別支援対象区域

市場に委ねたのではサービスが維持されない可能性が極めて高い地域であり、実際上の基準としては、一般支援対象区域の要件①と要件②を充たす地域のうち、①改正法公布日以降¹⁹に新たに自治体事業による整備が行

¹⁸ 有線ブロードバンドサービスが一般的には収益性の高いサービスであることを踏まえると、全国規模の通信事業者や電力系の通信事業者が一般支援対象区域について支援を受けることは現時点での見通しとしては想定し難く、一般支援対象区域について支援を受けるのは、事実上、ローカルなCATV事業者等に限られるものと想定される。

¹⁹ 基準日は、「改正法公布日」以降ではなく、一定の確定日付（令和〇年〇月〇日）以降とすることも考えられる。

われた地域（新規整備地域）²⁰や、②改正法公布日以降に公設公営・公設民営から民設民営への転換が図られた地域（民間移行地域）を指定することが想定される。

これらの地域で有線ブロードバンドサービスの提供を行う事業者は、交付金によって維持費用の支援が行われることを前提に、当該地域でのサービス提供を新たに開始するものと想定され、未整備地域の解消促進や民間移行の促進という特別の政策的要請を実現するためには、内部相互補助を前提とせずに支援を行う必要がある。

このため、当該事業者の部門別収支を問わず支援対象とすることが適当である。

- なお、中長期的な人口減少の進展を見据えた場合、一たび特別支援対象区域として指定した地域であっても、人口減少の結果として、有線ブロードバンドサービスの維持が費用対効果の観点から著しく合理性を欠き、携帯ブロードバンドサービスによる補完的対応を図ることが適当となることも想定し得る。
- このため、このような将来的な可能性を考慮し、特別支援対象区域については、設備更新のタイミングで、当該地域の自治体の設備維持へのニーズを改めて確認し、指定の継続の可否を判断する仕組みを導入することが適当である²¹。

2-3-2 支援対象事業者の考え方

- 新たな交付金制度の支援対象となる事業者は、支援対象区域で有線ブロードバンドサービスを提供している民間事業者（支援対象区域をその基礎的電気通信役務に係る業務区域に含む民間事業者）とすることが適当である²²。

²⁰ 新規整備地域については、モデル上の推計コストに関わらず、これまで現にサービス提供が行われてこなかったという事実を重視し、当然に高コストであるとみなす（一般支援対象区域の要件①は不要とする）ことも考えられる。

²¹ 具体的には、設備更新のタイミングで、当該地域の自治体に対し、更新費用の一定割合（原則として、初期整備時における自治体の自己負担割合と同割合とすることを想定）を任意で負担することの可否について意向を確認し、その結果を踏まえ、当該エリアの特別支援対象エリアとしての指定を継続するかどうかを判断する仕組みを導入することが適当である。

²² 電話に係るユニバーサルサービス交付金制度と同様、新たな交付金制度は、不採算地域

- その上で、現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度と同様、交付金による支援を受ける事業者（適格電気通信事業者）に対しては、交付金の算定・交付の前提として、基礎的電気通信役務に関する収支等を公表することを求めることが適当である²³。
- なお、有線ブロードバンドサービスを提供している事業者は、公設公営の自治体や特殊会社²⁴であるNTT東西を別とすれば、一般の民間企業であり、このような事業者に対して不採算地域におけるサービス提供を法的に義務付ける（新たな交付金制度への申請を義務化した上で、支援対象区域からの撤退を禁止する）ことは、法制的に困難であると考えられる。このため、新たな交付金制度の利用は任意とすることが適当である²⁵（⇒関連する論点につき、【補論】を参照）。

2-3-3 支援対象経費の考え方

- 新たな交付金制度の趣旨からは、支援対象とする経費は、支援対象区域でサービス提供を行うことに伴い追加的に発生する費用に限定することが適当である。
- このような考え方に基づき、設備コストについては、原則として、支援対象

におけるサービス提供を維持するための民間事業者間での相互扶助の仕組みであり、自治体の財政支援を目的としたものではないため、公設公営の自治体を支援対象とすることは適当ではない。なお、公設公営の自治体が、設備を民間事業者に譲渡した場合や運営を民間事業者に移管した場合には、当該民間事業者は交付金による支援対象となり得る。

²³ 現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度は、基礎的電気通信役務に関する接続約款を定め、公表することを適格電気通信事業者の要件としている。これは、交付金の原資となる負担金を負担する者（負担対象者）を、適格電気通信事業者の設備と直接的又は間接的に接続している事業者等（接続電気通信事業者等）としている関係上、要件とされているものである。有線ブロードバンドサービスにおいては、後述のように、有線又は無線のブロードバンドサービスを提供する事業者全般を負担対象者とすることを想定しており、適格電気通信事業者と負担対象者とのネットワークの相互接続性は、インターネットの特性によって当然に担保されている。このため、接続約款の策定・公表は、新たな交付金制度における適格電気通信事業者の要件としては、不要と考えられる。

²⁴ 特殊会社とは、特定の目的のために特別法によって設立される会社をいう。

²⁵ この場合であっても、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者は、サービス維持のため必要な場合には、自ら交付金制度の利用を申請すると考えられるため、制度の実効性に欠けるところはないと考えられる。

区域のアクセス回線設備（最寄りの通信ビルから利用者宅までの回線設備等）の維持に通常必要な費用を支援対象経費とすることが適当である。

- ただし、例外的に、中継回線設備のうち、専ら支援対象エリアへのサービス提供に用いられるもの等（例：離島への海底光ケーブル）については、その維持に通常必要な費用も支援対象経費とすることが適当である。
- 支援対象経費となる設備コストには、設備の初期整備に要する費用は含まれないが²⁶、既設設備の更新に要した費用は、減価償却費として、更新年以降の毎年の設備コストに含まれるものとするのが適当である²⁷。
- なお、設備コスト以外の費用（例：顧客管理コストや営業コスト）については、
 - ① 適格電気通信事業者が支援対象区域において果たすべき役割の範囲
 - ② 支援対象区域に存在し得る他の事業者（例：卸先事業者）との競争中立性の確保等の観点を踏まえ、どこまでを支援対象経費とするかを、新制度の施行までの間に、審議会等のオープンな場で検討していくことが適当である。

2-3-4 支援額算定の考え方

新たな交付金制度の支援額については、①支援額算定の基礎となる費用の額をどのように算定するか、②算定された費用の額を前提として、支援額をどのように算定するか、という2つの段階の考え方を整理する必要がある。

(1) 費用算定の考え方

- 費用算定の考え方としては、①各事業者の実際の費用をベースとする考え方（実際費用方式）と、②標準的なモデルに基づき費用を算出する考え方（標準モデル方式）の2つの方式が考えられる。

²⁶ 前述のように、有線ブロードバンド未整備地域解消のための初期整備費の支援は、引き続き、「高度無線環境整備推進事業」等の国庫補助金や、関連する地方財政措置によって、行われることを想定している。

²⁷ ただし、前述のように、新たな交付金制度は自治体の財政支援を目的とするものではないことから、当該設備が自治体の設置する公設設備である場合は、その更新費用は支援対象経費に含まれないものとするのが適当である。

- このうち、①の実際費用方式については、費用額の事前の見通しが立たず、制度の安定的な運用が困難となる可能性があることや、事業者固有の非効率性が温存される可能性があることから、新たな交付金制度においては、原則として、②の標準モデル方式を採用することが適当である²⁸。
- ただし、今後、適正な標準モデルの構築が極めて困難であると認められた場合（例：海底光ケーブルの維持費用について、適正な標準モデルの構築が極めて困難であることが判明した場合）には、例外的・補完的に、②の実際費用方式を採用することも考えられる。
- なお、標準モデル方式を原則とする趣旨は、あくまでも制度の安定的な運用を確保するとともに、事業者固有の非効率性が温存される可能性を排除するためであることから、標準モデルの内容は、当該目的が達成される限度で、各事業者の実際の費用に近いものであることが望ましいと考えられる²⁹³⁰。

（２）支援額算定の考え方

- 費用算定を前提とした支援額算定の考え方としては、①費用の一定部分を支援対象とする考え方（ベンチマーク方式）と、②収入と費用を相殺し、赤字部分を支援対象とする考え方（収支相殺方式）の２つの方式が考えられる。
- このうち、②の収支相殺方式については、事業者の料金設定と連動するという問題があり、交付金支援を得る目的で不当な料金設定が行われる可能性も否定できないことから、新たな交付金制度においては、原則として、①のベンチマーク方式を採用することが適当である。
- ただし、特別支援対象区域については、収支が当然に赤字になると見込ま

²⁸ 標準モデルの具体的内容については、省令事項となることが想定されるため、新制度の施行までの間に、審議会等のオープンな場で検討していくことが適当である。

²⁹ 実態に即した費用算定を行うという観点から、一般支援対象区域と特別支援対象区域とは、異なる標準モデルを採用することも考えられる。

³⁰ このような観点から、例えば、特別支援対象区域（新規整備地域）における設備の更新費用（減価償却費）等の算定に当たっては、初期整備費用の客観的な妥当性が（自治体による公募プロセス等により）担保されているのであれば、当該初期整備費用を標準モデルにおける入力値の1つとして採用することも考えられる。

れることから、交付金支援を得る目的で不当な料金設定が行われる可能性を制度上排除した上で³¹、②の収支相殺方式を採用することが適当である。

2-3-5 負担対象者の考え方

- 現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度と同様、新たな交付金制度においても、受益者負担の考え方を採用し、不採算地域におけるブロードバンドサービスの提供が確保されることで利益を得る者全体に広く応分の負担を求める仕組みとすることが適当である。
- ブロードバンドサービスを通じて行われるテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスは双方向のサービスであり、不採算地域も含めた日本全体におけるブロードバンドサービスの提供が確保される結果としてテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスの利用可能者が増加すれば、都市部を中心とした採算地域の利用者も含め、全てのブロードバンドサービスの利用者が受益することになる。
- このように、不採算地域におけるブロードバンドサービスの提供が確保されることの最終的な受益者はブロードバンドサービスの利用者であると考えられるが³²、ブロードバンドサービスの提供事業者がサービスの価値に応じた料金を利用者から徴収していることを踏まえると、新たな交付金制度の負担対象者は、ブロードバンドサービスの提供事業者とすることが適当である。
- なお、有線ブロードバンドサービスだけでなく、無線ブロードバンドサービスも、ある特定の場面では、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスに利用されることが想定され、それに伴い無線ブロードバンドサービスの利用者にも受益が発生すると考えられることから、有線・無線を問わず、ブロード

³¹ たとえば、収入を算定する際の利用者料金の額について、全ての有線ブロードバンドサービス事業者の料金の平均額を用いることが考えられる。

³² 不採算地域も含めた日本全体におけるブロードバンドサービスの提供が確保される結果として自らのサービスの利用可能者が増大するという意味では、OTT事業者も受益者と言い得るが、このような観点からの受益者負担の可能性については、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、総合的に検討していくことが適当である。

バンドサービスの提供事業者全般を負担対象者とすることが適当である³³。

- また、負担対象者であるブロードバンドサービス提供事業者が、負担を利用者（エンドユーザ）に転嫁するかどうかについては、各ブロードバンドサービス提供事業者の判断に委ねることが適当である³⁵。

2-3-6 負担金算定単位の考え方

- 現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度においては、電話番号を負担金算定の単位とし、1番号当たりの番号単価により各負担対象者の負担金額を算定している。これは、各負担対象者の受益の程度は、基本的には、利用者（エンドユーザ）の数に比例するとの考え方に基づくものである。
- 新たな交付金制度においても、同様の考え方から、原則として、ブロードバンドサービスに係る契約数を負担金算定の単位とし、1契約当たりの契約単価により各負担対象者の負担金額を算定することが適当である³⁶。

2-4 交付金制度の中長期的な在り方

- 前述のように、現状において、加入電話等は引き続き国民生活に不可欠なサービスであることから、今般の制度改正においては、現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度は存置した上で、別途、有線ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度を創設することが適当であるが、中長期的には、この点も含めて、見直す余地があると考えられる。

³³ 同様の理由から、基礎的電気通信役務に該当する FTTH 及び HFC 以外の有線ブロードバンドサービスを提供する事業者も、負担対象者とすることが適当である。

³⁴ ただし、新規参入直後の事業者など、事業規模の小さい事業者から直ちに負担を求めることが競争促進の観点から望ましくないことも想定されることから、負担対象者の範囲については、現行の電話に係るユニバーサル交付金制度と同様、事業者の規模等によって一定の限定をすることが適当である。

³⁵ 「ユニバーサルサービス料金」という形で明示的に転嫁しない場合であっても、事業者のサービス提供費用に影響が生じる以上、利用者料金への何らかの影響は生じざるを得ず、転嫁を認めない制度とすることは実際上困難であると考えられる。

³⁶ ブロードバンドサービスの契約形態は様々であり、集合住宅向けサービスや法人向けサービスにおいては契約数とエンドユーザ数が必ずしも一致しない場合があるが、このような場合の扱いについては、新制度の施行までの間に、審議会等のオープンな場で検討していくことが適当である。

- その際は、特定のサービスの維持を目的とした現行のユニバーサルサービス交付金制度の仕組み自体を見直し、各種サービスの前提となる不可欠基盤（光ファイバ網等）の維持を目的とした新たな制度的枠組み（ユニバーサルアクセス）へと転換を図ることも、一つの選択肢であると考えられる。

- 仮に、中長期的な課題として、ユニバーサルアクセスへの転換を検討していく場合であっても、今般の制度改正は、離島等を含めた全国的な光ファイバ網の整備や公設設備の民間移行の促進等を通じて、円滑な制度転換のための素地を準備するものと位置付けることが可能であると考えられる。

【補論】 いわゆるラストリゾート事業者に期待される役割

- 電話に関しては、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という）第3条において、NTT東西及びNTT持株会社（以下「NTT東西等」という）に対して、「国民生活に不可欠な電話のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供に寄与」する責務が課されており、これを受け、NTT東西が、現に日本全国で加入電話等のサービスを提供している。

- 有線ブロードバンドサービスに関しても、NTT東西が現に全国規模の光ファイバ網等を有していることに着目し、NTT東西等に対し、電話の場合に類する特別な役割（いわゆるラストリゾート事業者としての役割）を果たすことを期待する意見がある。具体的には、
 - ① 有線ブロードバンドサービスが未提供の地域において、当該地域の自治体から要望があり、他の事業者がこれに応じないときは、サービスの提供を行うこと³⁷
 - ② 他の事業者が全て撤退した結果、有線ブロードバンドサービスの提供が行われなくなる見込みの地域が生じた場合に、サービスの提供を引き継ぐこと³⁸等を期待する意見があり³⁹、NTT東西等が政府出資を受ける特殊会社であること⁴⁰に着目し、このような役割をNTT法におけるNTT東西等の新たな責務として規定すべきとの意見もある。

³⁷ 有線ブロードバンドの初期整備自体は引き続き国庫補助金等を用いて自治体が主体となっていくことを前提とすると、この場合にラストリゾート事業者に期待される役割は、「自治体主体の公募事業による整備が行われる場合において、他に応札者がいないときは、自ら契約すること」となる。

³⁸ 撤退する他事業者が設置していた回線設備をラストリゾート事業者がそのまま利用できる場合は、当該設備の譲渡を受けた上で、サービス提供を継続することになるが、実際には、技術仕様の相違等の理由により、このようなケースは稀であると考えられる。他事業者の回線設備を利用できない場合は、回線設備の再整備が必要となり、このような再整備は自治体が主体となっていくことを前提とすると、この場合にラストリゾート事業者に期待される役割は、結局のところ、①の場合と同じく、「自治体主体の公募事業による整備が行われる場合において、他に応札者がいないときは、自ら契約すること」となる。

³⁹ なお、有線ブロードバンドサービスについては、電話の場合のように特定の事業者が日本全国でサービス提供を行うことを期待する意見は見られない。

⁴⁰ 政府出資の直接の対象はNTT持株会社であり、NTT東西はNTT持株会社の完全子会社である。

- 確かに、現在のNTT法第3条の責務規定は、NTT法が制定された当時の状況を前提に設定されたものであり、通信技術の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、民主的な検討及び決定のプロセスを経て、その内容を時代に適合したものとなるよう改めること自体は、制度の在り方として、否定されるものではない。
- しかしながら、
 - ① 現状において、加入電話等は依然として国民生活に不可欠なサービスであり、NTT東西等の電話に関する責務は当面は引き続き維持する必要があると考えられること
 - ② NTT東西等に過剰な法的責務を課すことは、NTT東西等の自主的判断の余地を狭め、NTT東西等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあることを踏まえると⁴¹、今般の制度改正における対応として、NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではないと考えられる。
- その一方、今後、デジタル社会形成基本法で掲げられた理念等を踏まえ、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民間移行等を進めていくためには、新たな交付金制度による支援も活用した上での、NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者の協力が不可欠である。
- そこで、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民間移行等を、国・自治体・事業者が連携して進めていく上での道筋を明らかにする観点から、NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者（例えば、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者）に対し、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画⁴²の公表等を求めることが適当である。

⁴¹ 加えて、電電公社時代の公的独占の下でインフラが整備された電話と、民営化後の競争環境下でインフラが整備された有線ブロードバンドサービスとでは、議論の前提が異なることを指摘する意見もあった。

⁴² このような計画に対し、政府側も一定の関与・コミットを行い、不採算地域における有線ブロードバンドの整備・維持に関する一種の「官民協定」として位置付けることも考えられる。計画に対する政府側の関与やコミットを明確にするという意味で、計画に何らかの（省令レベルも含めた）制度上の位置付けが与えられることが望ましいが、その具体的な在り方については、総務省において、引き続き検討を行うことが適当である。

第3章 事業者に対する規律の在り方

3-1 基本的考え方

- 現行の電話に係る基礎的電気通信役務制度は、基礎的電気通信役務が国民生活に不可欠な役務であることに鑑み、その適切、公平かつ安定的な影響を確保するため、基礎的電気通信役務を提供する事業者に対して、①契約約款の届出義務、②会計整理義務、③役務提供義務、④技術基準適合維持義務等の各種規律を課している（事業法第19条、第24条第1号イ、第25条第1項、第41条第2項及び第3項等）。
- 今般の制度改正において、有線ブロードバンドサービスを「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付ける場合、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対しても、一定の規律を課すことが適当である。
- ただし、有線ブロードバンドサービスと電話とでは、市場環境や技術的特性が大きく異なることから、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対して課す規律の具体的内容は、有線ブロードバンドサービスの特性を十分に踏まえたものとするのが適当である。
- なお、現行の電話に係る基礎的電気通信役務制度において事業者に対して課されている各種規律については、現行の規律を維持することを原則とするが、平成13年の制度創設以来の約20年にわたる運用状況を踏まえ、特に見直しが必要と考えられる事項については、今般の制度改正を機に、所要の見直しを行うことが適当である。

3-2 具体的検討

3-2-1 契約約款の作成・届出義務等

(1) 現行法の規律

- 現行の電話に係る基礎的電気通信役務制度において、基礎的電気通信役務を提供する事業者は、役務の公平な提供に努めなければならないとされている（事業法第7条）。この場合の「公平性」とは、誰もが原則として地域

間格差なく同等の条件でサービスを利用できることを意味すると理解されている。

- 現行法が、基礎的電気通信役務を提供する事業者に対し、契約約款の作成・届出等を義務付けているのは（事業法第19条）、主として、この役務提供の公平性を担保するためであると考えられる⁴³⁴⁴。

（2）今般改正における対応

- 今般、有線ブロードバンドサービスを「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付ける場合、有線ブロードバンドサービスについても、役務提供の公平性を制度上担保する観点から、契約約款の作成・届出義務等を課すことが適当である。
- ただし、有線ブロードバンドサービスは、利用態様が多様であり、相対契約へのニーズが特に高いことから、有線ブロードバンドサービスについては引き続き相対契約を認め、届出のあった約款は、相対契約を行わない場合に適用される約款と位置付けることが適当である⁴⁵。この場合であっても、利用者は、事業者が相対で提示した提供条件に不満がある場合は、届出約款によるサービスを受けることができることから、役務提供の公平性は担保されるものと考えられる。
- また、有線ブロードバンドサービスは、利用態様が多様であり、提供条件の変更が比較的頻繁に行われているという実態を踏まえ、事業者の負担軽減の観点から、届出義務の対象について一定の緩和措置を講ずることが適当で

⁴³ 例えば、基礎的電気通信役務を提供する事業者が、約款中の料金において一定の地域間格差を設ける場合には、格差を例外的に許容するだけの合理的理由が存在することが必要となる。

⁴⁴ 届出のあった契約約款の内容が著しく適正性を欠くとき（事業法第29条の業務改善命令の対象ともなり得るようなとき）には、総務大臣は、契約約款の変更を命ずることができることとされており、これにより、基礎的電気通信役務の提供の最低限の適切性も担保されているものと考えられる。

⁴⁵ 現行の電話に係る基礎的電気通信役務制度と同様、有線ブロードバンドサービスについても、基礎的電気通信役務の提供の最低限の適切性を担保する観点から、届出のあった契約約款の内容が著しく適正性を欠くとき（事業法第29条の業務改善命令の対象ともなり得るようなとき）には、総務大臣は、契約約款の変更を命ずることができるものとするのが適当である。

ある⁴⁶。

- なお、契約約款の作成・届出義務等を、交付金による支援を受ける事業者に限って課すことについては、
 - ① 届出約款の適用範囲を支援対象区域に限った場合には、適格電気通信事業者の役務提供条件について、支援対象区域と非支援対象区域との間で差異が生じるおそれがあり、公平性の要請を貫徹できない
 - ② 届出約款の適用範囲を支援対象区域に限らない場合には、適格電気通信事業者と非適格電気通信事業者との間で非支援対象区域における競争条件に差異が生じ、事業者間の競争条件の均等性が損なわれるといった問題があるため⁴⁷、今般改正における対応としては適当ではないと考えられる⁴⁸。

3-2-2 会計整理義務

(1) 現行法の規律

- 現行の電話に係る基礎的電気通信役務制度において、基礎的電気通信役務を提供する事業者は、電気通信事業会計規則に従って会計を整理することが義務付けられている（事業法第24条第1号イ）。これは、基礎的電気通信役務としての「役務提供の適切性」の1つの要素である料金の適正性について、行政が確認できるようにするための規律である。

- なお、基礎的電気通信役務を提供する事業者のうち、交付金による支援を受ける事業者に対しては、交付金の算定・交付の前提として、基礎的電気通信役務に関する収支等の公表が義務付けられている（事業法第108条第1項第1号）。

⁴⁶ 具体的には、例えば、一定期間に限って適用される提供条件であって、通常時の提供条件よりも利用者に有利なものについては、省令上、届出を要しないものとするのが考えられる。

⁴⁷ 加えて、いずれの場合においても、非適格電気通信事業者については役務提供の公平性が制度上担保されないという問題がある。

⁴⁸ ただし、契約約款の作成・届出義務等の解釈・運用上、適格電気通信事業者と非適格電気通信事業者とで異なった基準が適用されることはあり得る。例えば、届出のあった契約約款に含まれる料金の適正性を判断する場面では、交付金による支援を受けているかどうかは1つの重要な考慮要素となり得るものと考えられる。

(2) 今般改正における対応

- 料金の適正性が基礎的電気通信役務としての「役務提供の適切性」の1つの要素であることは今日でも変わらず、行政が何らかの方法で基礎的電気通信役務の料金の適正性を確認できるようにしておくこと自体は、引き続き必要と考えられる。

- しかしながら、
 - ① 現行の電話に係る基礎的電気通信役務制度は、平成13年の制度創設以来、約20年にわたって運用されてきたが、その間、基礎的電気通信役務である加入電話等の料金の適正性について疑義が生じたことはなく、今後もそのような疑義が生じる可能性は低いこと
 - ② 現在、有線ブロードバンドサービスについては事業者間の競争を通じて概ね適正な料金設定が行われていることに鑑みれば、今般、有線ブロードバンドサービスを「基礎的電気通信役務」に追加した場合でも、料金の適正性について疑義が生じる可能性は低いこと
 - ③ 市場支配力を有する事業者が競合事業者を排除するために不当な料金設定を行う可能性については、指定電気通信役務制度によって、別途、対応可能であることを踏まえれば、基礎的電気通信役務を提供する事業者に対して一律の会計整理義務を課す必要性は、最早認められないものと考えられる。

- このため、今般の制度改正を機に、電話・有線ブロードバンドサービスを問わず、基礎的電気通信役務を提供する事業者に対する一律の会計整理義務は廃止することとし、料金の適正性の確認は、特に必要な場合に料金の算定根拠等を事業者から個別に報告徴収することで行うこととするのが適当である⁴⁹。

3-2-3 役務提供義務

(1) 現行法の規律

現行の電話に係る基礎的電気通信役務制度において、基礎的電気通信役務を

⁴⁹ 加えて、政策検討の前提として、基礎的電気通信役務の提供を確保するために社会全体で発生しているトータルコストを把握する観点から、基礎的電気通信役務を提供する事業者に対して、年次の定期報告等の形で、一定の事項の報告を求めることが考えられる。

提供する事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における役務の提供を拒んではならないとされている（事業法第25条第1項）⁵⁰。これは、基礎的電気通信役務が国民生活に不可欠な役務であることに鑑み、その役務提供の公平性・安定性を確保するための規律である。

（２）今般改正における対応

○ 役務提供義務は、基礎的電気通信役務が「国民生活に不可欠な役務」と位置付けられていることの制度上の帰結であるから、今般、有線ブロードバンドサービスを「基礎的電気通信役務」の新たな類型に位置付けることに伴い、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対しても、役務提供義務を課すことが適当である⁵¹。

○ ただし、

① 基礎的電気通信役務の役務提供義務は、事業者によるエンドユーザに対する役務提供の公平性・安定性を確保するためのものであり、事業者間の卸契約を念頭に置いたものではないと考えられること

② 有線ブロードバンドサービスについては現に広く卸契約が行われているが、この場合の卸元事業者と卸先事業者との契約については、原則として、契約締結の可否も含め、事業者間の交渉の自由を尊重すべきと考えられること⁵²

⁵⁰ 一般の取引においては、契約自由の原則の下、事業者は、利用者に対して役務を提供する義務を負うものではないが、基礎的電気通信役務においては、「正当な理由」があることの説明責任は事業者の側に課されている。

⁵¹ 役務提供義務における「正当な理由」の内容は、交付金による支援を受けている区域とそれ以外の区域とで異なり得るものと考えられる。具体的には、事業者の業務区域に含まれる区域であっても、当該区域について交付金による支援を受けていない場合は、個別のケースで採算性を著しく欠くことが役務提供を拒否する「正当な理由」となり得るが、事業者が当該区域について交付金による支援を受けている場合は、個別のケースで採算性を欠くことは原則として役務提供を拒否する「正当な理由」とはならないと考えられる。ただし、従来は明らかな非居住エリアであった地域に新たに居住者が発生した場合など、一定の例外的な場合には、交付金による支援を受けている区域内であっても個別のケースで採算性を著しく欠くことが「正当な理由」として認められることもあり得るものと考えられる。

⁵² 卸元事業者と卸先事業者との間に交渉力の格差が存在する場合には、これを是正する観点から、卸元事業者に対して何らかの義務を課すことも考えられるが、このような観点からの規律は、基礎的電気通信役務制度ではなく、設備の不可欠性に着目した指定電気通信役務制度の枠組みによって行われるべきものと考えられる。

を踏まえ、有線ブロードバンドサービスについては、卸元事業者と卸先事業者との契約は役務提供義務の対象外とすることが適当である。

3-2-4 技術基準適合維持義務等

(1) 現行法の規律

- 基礎的電気通信役務を提供する事業者は、当該役務の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならないとされている（事業法第41条第2項及び第3項）。これは、基礎的電気通信役務の適切かつ安定的な提供確保するための規律である。
- 技術基準は、①電気通信設備の損壊・故障による役務提供への支障を防ぐための規律（損壊故障対策）、②電気通信役務の品質の適正性を確保するための規律（品質基準）等を内容としており、その具体的な内容は省令（事業用電気通信設備規則）で定められている。
- また、基礎的電気通信役務を提供する事業者に対しては、当該役務の用に供する電気通信設備の管理等に関し、③管理規程の策定・届出、④電気通信設備統括管理者の選任・届出、⑤電気通信主任技術者の選任・届出を行うことが義務付けられている（事業法第44条、第44条の3、第45条等）。

(2) 今般改正における対応

- 今般、有線ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付けることに伴い、基礎的電気通信役務としての役務提供の適切性・安定性を確保する観点から、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対しても、技術基準適合維持義務を課することが適当である。
- ただし、自ら回線を設置する有線ブロードバンドサービス事業者に対しては、現行法の下でも、回線設置事業者としての技術基準適合維持義務（事業法第41条第1項）が既に課されていることから、新たに課される規律は、事実上、品質基準に限られることとなる⁵³。

⁵³ 有線ブロードバンドサービスの特性を踏まえると、予備機器の設置等の電話用設備に対して現在特に課されている技術基準を、有線ブロードバンドサービス用設備に対して新たに課す必要はないものと考えられる。

- 有線ブロードバンドサービスの主たる品質としては、通信速度が考えられるが、
 - ① ブロードバンドサービスの実効速度は、利用者側の環境等により大きく影響を受けること
 - ② 現状において、ブロードバンドサービスの実効速度の計測方法について確立したコンセンサスがあるとは言い難いこと
 から、有線ブロードバンドサービスの品質基準は、当面の措置として、名目速度で設定することが適当である⁵⁴。

- 具体的な名目速度の数値としては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の安定的な利用を可能にするという観点から、例えば、「上り・下りの名目速度30Mbps以上」とすることが考えられる⁵⁵⁵⁶⁵⁷。なお、将来的に、実効速度の計測方法についてコンセンサスが確立した場合には、品質基準を実効速度で定めることも考えられる。

3-2-5 休廃止の届出等義務

(1) 現行法の規律

- 現行の電話に係る基礎的電気通信役務制度では、基礎的電気通信役務を提供する事業者が、業務の全部又は一部を休廃止するときは、一定期間以上前⁵⁸に、その旨を利用者に周知するとともに、総務大臣に届け出なければならないとされている。

- この場合の業務の一部休廃止には業務区域の縮小も概念上含まれるが、現行制度の運用上は、都道府県単位での業務区域の縮小について周知・届出を

⁵⁴ 遅延時間等の通信速度以外の品質基準については、有線ブロードバンドサービスの特性を踏まえると、今回は技術基準を設定しないことが適当である。

⁵⁵ あくまで現時点での想定であり、実際の数値は、制度改正が実現した後、新制度の施行までの間に、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことが適当である。

⁵⁶ ある事業者が複数のサービスプランを提供している場合には、そのいずれかの名目速度が基準値以上であれば品質基準を充たしているものと考えられる。

⁵⁷ ローカル事業者等の負担を考慮し、品質基準への適合については、当分の間の猶予措置を定めることが適当である。

⁵⁸ 休廃止の「1年以上前」までに周知・届出を行うこととされている（事業法施行規則第22条の2の10及び同規則第22条の2の11）。

求めている。

(2) 今般改正における対応

- 今般、有線ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付けることに伴い、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対しても、同様の義務を課すことが適当である。
- この際、有線ブロードバンドサービスについては、新たな交付金制度との整合性を考慮し、より詳細な単位（例えば、町字単位）での業務区域の縮小について周知・届出を求めることが適当である。

3-2-6 業務区域の登録・届出義務

- 前章で述べたように、新たな交付金制度では、複数の有線ブロードバンド事業者が競合している町字は、原則として、交付金による支援の対象外とすることが適当であるが、そのためには、町字単位での競合の有無を行政が確認できる仕組みとする必要がある。
- そこで、このような仕組みを実現するため、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対しては、電気通信事業者としての登録・届出事項の1つである「業務区域」を、基本的に町字単位で設定することを求めることが適当である⁵⁹⁶⁰。

⁵⁹ 電気通信事業者が業務区域外でサービスを提供しようとする場合は、原則として、事前に業務区域に関する変更登録・変更届出を行う必要があるが、有線ブロードバンドサービスについては、事業者の負担軽減の観点から、一定の緩和措置を講ずることも含め、検討することが適当である。具体的には、例えば、登録を要する電気通信事業者との関係では、有線ブロードバンドサービスに係る業務区域の変更は「軽微な変更」に該当するものとして、事後届出で足りるとすることが考えられる。また、届出を要する電気通信事業者との関係では、一定期間以内（例えば1年以内）の試行的なサービス提供のためのエリア拡大は「軽微な変更」に該当するものとして、変更届出を要しないものとして考えられる（一定期間終了後も引き続き拡大後のエリアにおいてサービス提供を行う場合は、原則どおり変更届出を要する）。

⁶⁰ 有線ブロードバンドサービスに係る業務区域の届出については、システム上で効率的に届出を行える仕組みを整備することが適当である。

第4章 今後総務省において実施すべき事項

前章までの本研究会の提言の内容を踏まえ、今後、総務省において、以下の各事項を実施すべきである。

4-1 パブリックコメント手続の実施

- 本研究会が示した制度改革の方向性について、広く国民から意見を募集するため、本研究会の「最終とりまとめ【案】」について、パブリックコメント手続を実施すべきである。
- 提出された意見については、意見に対する本研究会の考え方を付した上で、今般の制度改革の可否を国民やその代表である国会が最終的に評価する上での資料として、公表すべきである。

4-2 法制化に向けた具体的作業の実施

- 本研究会が示した制度改革の方向性に基づき、次期通常国会への法案提出を念頭に置いて、早急に、関係省庁との調整も含め、法制化に向けた具体的な作業を実施すべきである。
- 法制化作業に当たっては、必要に応じ、パブリックコメント手続で寄せられた意見の内容を反映すべきである。

4-3 新たな交付金制度における交付金等の試算

- 新たな交付金制度は、負担対象者であるブロードバンドサービス提供事業者が負担を利用者に転嫁した場合には、結果として、広くブロードバンドサービス利用者に対して一定の負担を求めるものとなる。
- このため、今般の制度改革の可否を国民やその代表である国会が最終的に評価する上での資料として、新たな交付金制度を創設した場合に見込まれる交付金額の総額と利用者1人当たりの負担額を試算し、本研究会に対して報告するとともに、法案提出までのしかるべき時期において、公表すべきである。

- 試算に当たっては、第2章で提言した新たな交付金制度の設計を前提にするとともに、特に特別支援対象区域に係る交付金額の試算を精緻化する観点から、該当する可能性のある地域を含む自治体への意向調査を行い、その結果を反映すべきである。